

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部施行により、規制改革・民間開放推進会議の提言であった、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みが実現化され、平成19年4月からは健康保険及び船員保険の保険者（被用者保険保険者）、国民健康保険の保険者（国保保険者）並びに平成20年4月からは後期高齢者医療広域連合（広域連合）が、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）及び各都道府県における国民健康保険団体連合会（国保連）のいずれに対しても、診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務を委託できることとされたところであります。

また、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」におきましては、審査支払機関間における受託競争の促進が求められ、さらには審査支払機関の在り方について、審査の質の向上、効率化の推進、統合と競争の両面から総合的に検討するために、平成22年4月に厚生労働省に設置された「審査支払機関の在り方に関する検討会」が平成22年12月にまとめた「中間的整理（全体像）」（添付資料2）においても明記されたことから、その環境を整備するために今般、「診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更の取扱いについて」が示され、被用者保険保険者、国保保険者及び広域連合が、支払基金及び国保連のいずれの審査支払機関に対しても、審査及び支払に関する事務を円滑に委託することが可能となるよう、委託先の変更にあたって必要な事務が明らかにされたものであります。

主な事務取扱いにつきましては、以下のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

[診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更の取扱い]

1) 診療報酬明細書等の審査支払事務の委託先の変更について

① 対象となる診療報酬明細書等

保険者（被用者保険保険者、国保保険者及び広域連合）が当該事務の委託先を変更する場合には、医療保険及び公費負担医療の併用に係るもののうち生活保護に係るものを除く、当該保険者の被保険者等に係るすべての診療報酬明細書等（医科・歯科・調剤及び訪問看護ステーションにおける診療等に係る明細書並びに請求書）を対象とする。

② 委託先の変更時期

毎年4月1日と10月1日の年2回とし、それぞれ4月、10月診療分から委託先を変更することとする。

③ 委託先を変更する保険者における事務

ア 保険者は、保険医療機関等が変更後の審査支払機関に当該保険者に係る診療報酬等の請求を行う予定月の少なくとも4か月前の末日までに審査支払機関に通知した上で、当該事務に係る従前の審査支払機関との委託契約を変更し、新たに審査支払機関との委託契約を締結する。

イ 審査支払事務の委託先を変更する保険者は、委託先の変更在先立ち、審査支払機関を変更したことを保険医療機関等が識別できるよう、被保険者の有する被保険者証の保険者番号を修正する。（新たな保険者番号は、厚生労働省保険局にて付番することとし、「保険者番号等の設定について」の一部を改正する予定。）

ウ 審査支払事務の委託先を変更する保険者は、新たな委託先に対して、保険者記号・番号、住所、連絡先を届け出るとともに、旧委託先に対して、保険者届の取り消しを行う。

また、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会等の医療関係団体に、委託先を変更した旨を通知する。

④ 審査支払機関における事務

ア 審査支払機関は、診療報酬明細書等の審査及び支払に関する事務の委託先を変更する保険者と、委託契約を締結する。また、円滑に契約の締結がなされるよう、支払基金及び国民健康保険中央会のホームページ上に契約書例を公開する。

イ 審査支払機関は、保険者との間で当該事務に係る委託契約を新たに締結した旨を、それぞれのホームページ上に公開する。

ウ 年度途中で、保険者が支払基金から国保連へ審査支払事務に関する委託を変更した場合、支払基金は、当該保険者が納付した委託金を当該保険者へ返還する。

⑤ 保険医療機関等における事務

ア 保険医療機関等は、変更された被保険者証の「保険者番号」を確認し、当該保険者番号に基づき、審査支払機関に診療報酬明細書等を送付する。

イ 保険医療機関等は、審査支払機関に診療報酬明細書等を送付するに当たって、委託先を変更した保険者に係るものについては別に編綴して審査支払機関に提出する。その際、診療報酬請求書及び総括票については、現行どおり各保険者の様式によるものとする。

2) 審査支払機関における審査及び支払に関する情報の公開等について

- ① 審査支払機関は、保険者が審査支払事務の委託先を変更するに際して参考となるよう、審査及び支払に関する情報（手数料、審査取扱件数、再審査率、審査支払部門の

コストを示す財務情報)をそれぞれの審査支払機関のホームページに公開する。

② 支払基金又は国保連が公開する情報の定義は、以下のとおりである。

ア 手数料

支払基金においては、当該年度において支払基金の業務運営に要する費用を、取り扱う診療報酬明細書等の見込件数で除した額。

国保連においては、国保保険者分の県内保険者手数料額及び県外保険者手数料額並びに被用者保険者分の手数料額。

イ 審査取扱件数

支払基金においては、審査委員会において審査決定した診療報酬明細書等から「保険者等からの申出による調整件数」を除いた診療報酬明細書等の件数。(確定件数)

国保連においては、審査委員会において審査決定した診療報酬明細書等の件数(請求件数)から、「過誤整理件数」を差し引いた件数。(確定件数)

なお、調剤報酬の支払に係るものについては他のものと区分する。

ウ 再審査件数率

保険者又は保険医療機関等からの再審査申出の処理件数を、医科・歯科・調剤に係る審査取扱件数で除した数値。

エ 審査支払部門のコストを示す財務情報

支払基金においては、毎年度の各会計に係る財務諸表。

国保中央会及び各都道府県国保連においては、毎年度の各会計に係る予算・決算状況及び財産目録(年度末時点)。

③ 審査支払機関は、保険者から、審査支払事務の委託先審査支払機関を変更する際に必要な情報の提供が求められた場合には、適切に対応するとともに、保険者あてに提供した情報を広く公表するよう努める。

3) 審査支払機関における審査ロジックの公開について

審査支払機関は、「事務点検 ASP サービス」に係るチェックロジックをホームページ上に公開することにより、保険医療機関等が自ら請求前に記録条件の不備等請求誤りを発見し、正しい請求を行うことができる環境を整備する。

また、審査の透明性を高めるため、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、「審査情報提供事例」として広く情報提供を行い、ホームページ上に公開する。

4) 実施状況に応じた見直し

本通知の取扱いは、その施行状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものである。

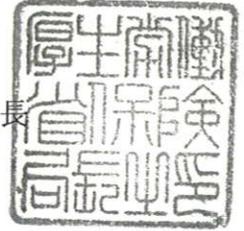
<添付資料>

1. 診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について
(平 22. 12. 28 保発 1228 第 6 号 厚生労働省保険局長)
2. 「審査支払機関の在り方に関する検討会」の議論の中間的整理(全体像)
(平成 22 年 12 月 厚生労働省保険局)

保発1228第6号
平成22年12月28日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

標記について、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合及び都道府県知事あて通知したので周知方よろしくお取り計らい願いたい。



【別添】

保発1228第2号
平成22年12月28日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部施行により、平成19年4月から健康保険及び船員保険の保険者（以下「被用者保険保険者」という。）、国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）並びに平成20年4月から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び各都道府県における国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のいずれに対しても診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務を委託できることとされたところである。

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）（別添1）において、審査支払機関間の受託競争環境の整備を行うこととされたことを踏まえ、当該計画に盛り込まれた事項について、別紙のとおり参考としてお示しすることとしたので、貴協会におかれては、御了知願いたい。



保 発 1 2 2 8 第 3 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）の一部施行により、平成 1 9 年 4 月から健康保険及び船員保険の保険者（以下「被用者保険保険者」という。）、国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）並びに平成 2 0 年 4 月から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び各都道府県における国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のいずれに対しても診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務を委託できることとされたところである。

「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 1 9 年 6 月 2 2 日閣議決定）（別添 1）において、審査支払機関間の受託競争環境の整備を行うこととされたことを踏まえ、当該計画に盛り込まれた事項について、別紙のとおり参考としてお示しすることとしたので、貴組合におかれては、御了知願いたい。



保 発 1 2 2 8 第 4 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部施行により、平成19年4月から健康保険及び船員保険の保険者（以下「被用者保険保険者」という。）、国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）並びに平成20年4月から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び各都道府県における国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のいずれに対しても診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務を委託できることとされたところである。

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）（別添1）において、審査支払機関間の受託競争環境の整備を行うこととされたことを踏まえ、当該計画に盛り込まれた事項について、別紙のとおり参考としてお示しすることとしたので、その旨御了知の上、貴管内保険者、広域連合及び国民健康保険団体連合会に対し周知徹底を図られたい。



保 発 1 2 2 8 第 5 号
平 成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

標記について、別添のとおり、健康保険組合理事長あて通知したので、その
指導に当たり遺憾なきよう取り扱われたい。



【別添】

保発1228第3号
平成22年12月28日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部施行により、平成19年4月から健康保険及び船員保険の保険者（以下「被用者保険保険者」という。）、国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）並びに平成20年4月から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び各都道府県における国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のいずれに対しても診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務を委託できることとされたところである。

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）（別添1）において、審査支払機関間の受託競争環境の整備を行うこととされたことを踏まえ、当該計画に盛り込まれた事項について、別紙のとおり参考としてお示しすることとしたので、貴組合におかれては、御了知願いたい。

診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更の取扱いについて

第1 趣旨

被用者保険保険者、国保保険者及び広域連合が、支払基金及び国保連のいずれの審査支払機関に対しても、審査及び支払に関する事務を円滑に委託することが可能となるよう、委託先の変更に当たって必要な事務を明らかにするものである。

第2 診療報酬明細書等の審査支払事務の委託先の変更について

1 対象となる診療報酬明細書等

保険者（被用者保険保険者、国保保険者及び広域連合をいう。以下同じ。）が当該事務の委託先を変更する場合には、当該保険者の被保険者等（被用者保険保険者においては、被保険者及び被扶養者とし、国保保険者及び広域連合においては、被保険者とする。）に係るすべての診療報酬明細書等（医科・歯科・調剤及び訪問看護ステーションにおける診療等に係る明細書並びに請求書であって、医療保険及び公費負担医療（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項各号に掲げるものをいう。）の併用に係るもののうち生活保護（中国残留邦人を含む。）に係るものを除く。以下同じ。）を対象とすること。

2 委託先の変更時期について

委託先の変更は、関係機関の事務負担等を軽減するため、毎年4月1日と10月1日の年2回の時期に行うこととし、それぞれ4月、10月の診療分から委託先を変更することとする。

3 委託先を変更する保険者における事務

(1) 保険者は、診療報酬明細書等の審査及び支払に関する事務の委託先を変更する場合は、保険医療機関等（保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）が変更後の審査支払機関に当該保険者に係る診療報酬等の請求を行う予定月の少なくとも4か月前の末日までに審査支払機関に通知した上で、当該事務に係る従前の審査支払機関との委託契約を変更し、新たに審査支払機関との委託契約を締結すること。

(2) 健康保険組合は、委託契約の内容につき組合会に諮るとともに、新たな委託先の審査支払機関の名称を規約に明記すること。（別添2の「健康保険組合同規約例（昭和36年6月23日保発第38号）」の改正を参照のこと。）

全国健康保険協会は、委託契約の内容について運営委員会の議を経て、

新たな委託先の審査支払機関の名称を運営規則に明記すること。

市町村及び広域連合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める契約の方法により新たな委託契約を締結し、委託先を新たな審査支払機関に変更する旨を公示すること。

国民健康保険組合は、委託契約の内容につき組合会に諮るとともに、新たな審査支払機関に委託する旨を規約に明記すること。（別添3の「国民健康保険組合同規約例（昭和34年2月20日保発第13号）」の改正を参照のこと。）

- (3) 審査支払事務の委託先を変更する保険者は、委託先の変更に先立ち、審査支払機関を変更したことを保険医療機関等が識別できるよう、被保険者の有する被保険者証の保険者番号を修正すること。

なお、委託先を変更する保険者に係る新たな保険者番号は、厚生労働省保険局において付番することとし、これに伴い「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号）の一部を改正する予定である（改正通知は追って送付する予定。）。

- (4) 審査支払事務の委託先を変更する保険者は、新たな委託先に対して、保険者記号・番号、住所、連絡先を届け出るとともに、旧委託先に対して、これまで提出していた保険者届の取消を行うこと。なお、被用者保険保険者が国保連に委託先を変更する場合には、当該保険者の主たる事業所の所在する都道府県の国保連との間で委託契約を締結し、当該国保連は国民健康保険中央会との間で全国決済を行うこととすること。

また、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会等の医療関係団体に、委託先を変更した旨を通知すること。

4 審査支払機関における事務

- (1) 審査支払機関は、診療報酬明細書等の審査及び支払に関する事務の委託先を変更する保険者と、委託契約を締結すること。

また、円滑に契約の締結がなされるよう、支払基金は国保保険者と契約する場合の契約書例、国保連は被用者保険保険者と契約する場合の契約書例を、それぞれ支払基金及び国民健康保険中央会のホームページ上に公開すること。

- (2) 審査支払機関は、保険者との間で当該事務に係る委託契約を新たに締結した旨を、それぞれのホームページ上に公開すること。
- (3) 年度途中で、保険者が支払基金から国保連へ審査支払事務に関する委託を変更した場合、支払基金は、当該保険者が納付した委託金を当該保険者へ返還すること。

5 保険医療機関等における事務

- (1) 保険医療機関等は、変更された被保険者証の「保険者番号」を確認し、当該保険者番号に基づき、審査支払機関に診療報酬明細書等を送付すること。
- (2) 保険医療機関等は、審査支払機関に診療報酬明細書等を送付するに当たって、委託先を変更した保険者に係るものについては別に編綴して審査支払機関に提出すること。その際、診療報酬請求書及び総括票については、現行どおり各保険者の様式によるものとする。

第3 審査支払機関における審査及び支払に関する情報の公開等について

- 1 審査支払機関は、保険者が審査支払事務の委託先を変更するに際して参考となるよう、審査及び支払に関する情報（手数料、審査取扱件数、再審査率、審査支払部門のコストを示す財務情報）をそれぞれの審査支払機関のホームページに公開すること。

- 2 1の支払基金又は国保連が公開する情報の定義は、以下のとおりであること。

(1) 手数料

支払基金においては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第26条に基づき、当該年度において支払基金の業務運営に要する費用を、取り扱う診療報酬明細書等の見込件数で除した額。

国保連においては、国保保険者分の県内保険者手数料額及び県外保険者手数料額並びに被用者保険者分の手数料額。

(2) 審査取扱件数

支払基金においては、審査委員会において審査決定した診療報酬明細書等から「保険者等からの申出による調整件数」を除いた診療報酬明細書等の件数（なお、当該件数については、これまで支払基金において「確定件数」として定義づけているものであり、下記の国保連の「確定件数」と定義上は同じものである）。

国保連においては、審査委員会において審査決定した診療報酬明細書等の件数（請求件数）から、「過誤整理件数」を差し引いた件数（なお、当該件数については、これまで国保連において「確定件数」と定義づけているものであり、上記の支払基金の「確定件数」と定義上は同じものである）。

なお、調剤報酬の支払に係るものについては他のものと区分すること。

(3) 再審査件数率

支払基金及び国保連のいずれにおいても、保険者又は保険医療機関等からの再審査申出の処理件数を、医科・歯科・調剤に係る審査取扱件数

で除した数値。

(4) 審査支払部門のコストを示す財務情報

支払基金においては、毎年度の各会計に係る財務諸表。

国保中央会及び各都道府県国保連においては、毎年度の各会計に係る
予算・決算状況及び財産目録（年度末時点）。

- 3 審査支払機関は、保険者から、審査支払事務の委託先審査支払機関を変更する際に必要な情報の提供が求められた場合には、適切に対応するとともに、保険者あてに提供した情報を広く公表するよう努めること。

第4 審査支払機関における審査ロジックの公開について

審査支払機関は、「事務点検 ASP サービス」に係るチェックロジックをホームページ上に公開することにより、保険医療機関等が自ら請求前に記録条件の不備等請求誤りを発見し、正しい請求を行うことができる環境を整備すること。

また、審査の透明性を高めるため、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、「審査情報提供事例」として広く情報提供を行い、ホームページ上に公開すること。

第5 実施状況に応じた見直し

本通知の取扱いは、第2の3（3）の保険者における対応も含めて、その施行状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものであること。

規制改革推進のための3か年計画(抄)

(平成19年6月22日閣議決定)

7 医療分野

(2) レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

② 審査支払機関間における受託競争の促進【平成19年度末までに結論】

審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。規制改革・民間開放推進会議から、審査・支払業務の受託競争環境を整備する施策として、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとするとの提言がなされ、平成19年度から実現化されたところである。

今後更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、厚生労働省は、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を委託することができる旨、周知徹底する。また審査支払機関の公正な受託競争環境を整備するためには、各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定する。

あわせて、保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方を見直しを行う。

(別添2)

(健康保険組合同規約記載例)

新	旧
<p>第1条～第40条の2 (略)</p> <p>(組合の委託する審査支払機関)</p> <p>第40条の3 この組合が法第76条第5項の規定により審査及び支払に関する事務を委託する審査支払機関は、次のとおりとする。</p> <p>〇〇県(都道府)国民健康保険団体連合会</p> <p>第41条～第65条 (略)</p>	<p>第1条～第40条の2 (略)</p> <p>第41条～第65条 (略)</p>

(別添3)

○国民健康保険組合同約例（昭和34年2月20日保発第13号）

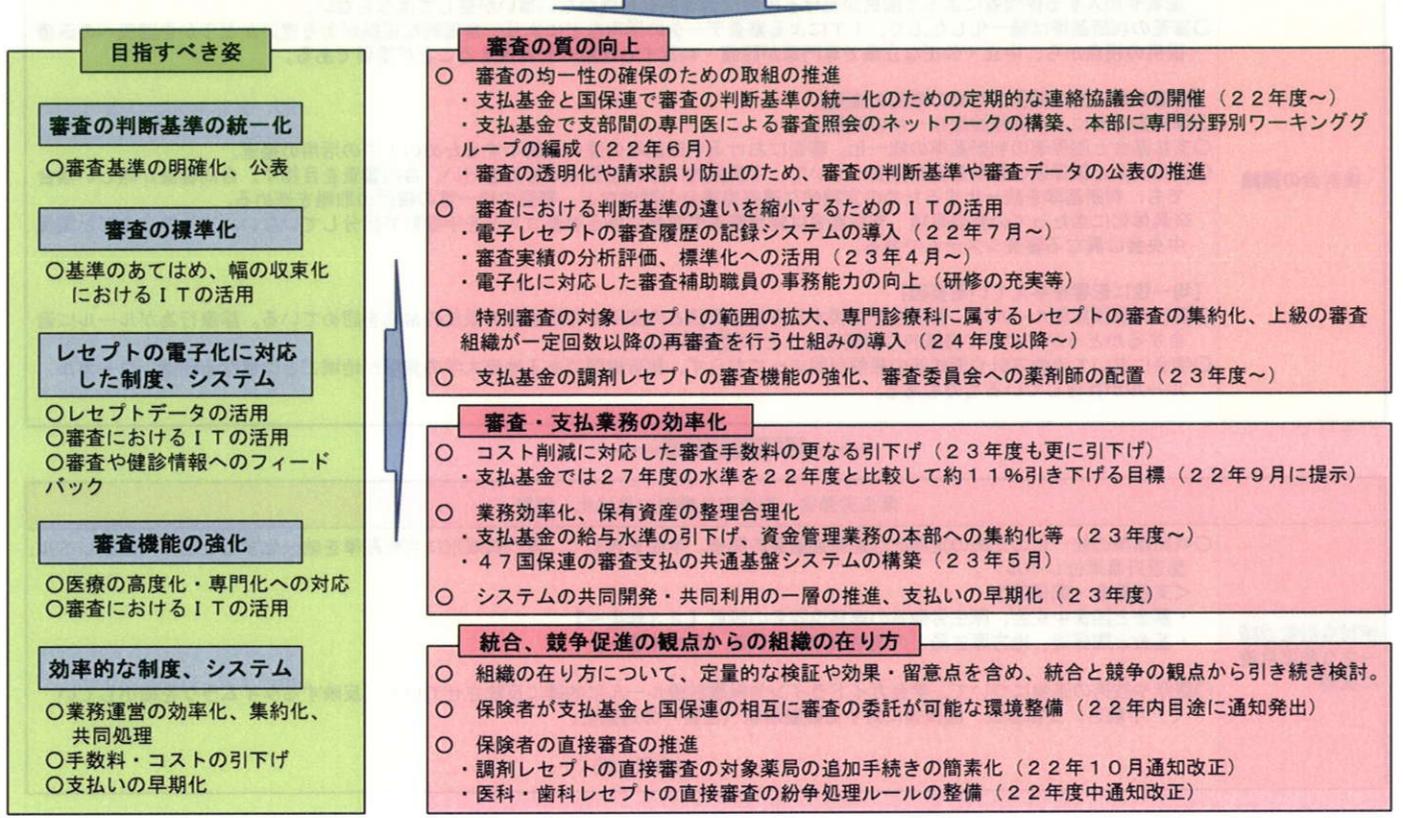
新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（組合の委託する審査支払機関）</p> <p>第10条の2 この組合が法第45条第5項の規定により審査及び支払に関する事務を委託する審査支払機関は、次のとおりとする。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金</p> <p>第11条～第65条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条～第65条（略）</p>

「審査支払機関の在り方に関する検討会」の議論の中間的整理（全体像）

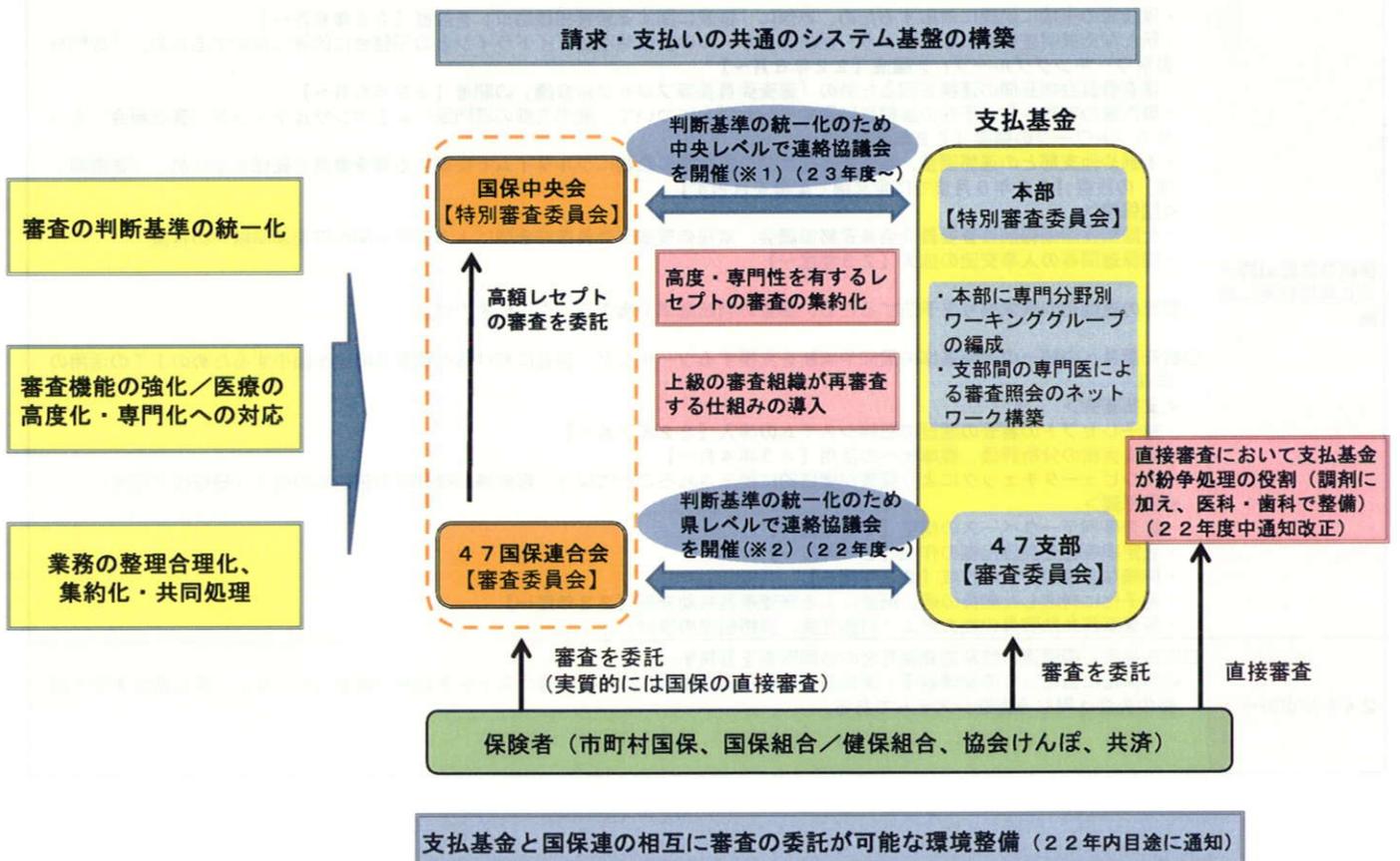
平成22年12月 厚生労働省保険局

○ 審査支払機関の在り方について、有識者による「審査支払機関の在り方に関する検討会」（22年4月～）において、審査の質の向上、業務の効率化、組織の在り方等について議論。11回にわたって議論を重ね、一巡したことから、これまでの議論を中間的に整理。

<前提> ○患者の個性・地域の医療体制等の尊重 ○国民が受ける医療に違いが生じない共通の判断基準 ○迅速で効率的な審査支払い



審査の判断基準の統一化、統合と競争の観点からの組織の在り方



※1 中央の連絡協議会には、厚生労働省が参加。

※2 県レベルの連絡協議会には、地方厚生局、都道府県国保主管課が参加。

「審査支払機関の在り方に関する検討会」の議論の中間的整理（個別論点）

1. 審査の質の向上

検討会の議論	<p>【国民が受ける医療に違いが生じない仕組みの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査においては、治療の必要性など患者の個性や、地域による疾病構造、医療従事者の体制等の違いを尊重する必要があるが、地域や加入する保険者によって国民が受ける医療に合理的な根拠がない違いが生じてはならない。 ○審査の判断基準は統一化した上で、ITによる審査データの活用などにより、合理的な根拠がある違いかどうかを国民への医療提供の視点から、中立・公正な立場で専門家が評価・判定する仕組みを確保することが重要である。 <p>【審査の均一性の確保のための取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省による保険診療ルールの明確化。 ○支払基金と国保連の判断基準の統一化。審査における判断基準の違いを縮小するためのITの活用の推進。 ○支払基金と国保連の特別審査委員会について、中長期的に条件を整える努力を行い、合同審査を目指す。合同審査が難しい場合でも、判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保の取組を進める。 ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。 <p>【均一性に影響を与えている要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の保険診療ルールは、個性を重視する医療の要請との関係で相当程度の裁量の余地を認めている。診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは困難である。 ○学会において治療方針や術式等の見解が固まっておらず、教育機関である地元大学の見解が地域ごとに異なる結果、ローカルルールが存在しているものもある。
--------	--

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施	<ul style="list-style-type: none"> ○判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み（全国レベル、都道府県単位レベル）。 <支払基金・国保連> <ul style="list-style-type: none"> ・基金と国保中央会、厚生労働省の連絡協議会の設置【23年度～】 ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度～】 ○医学や技術の進歩について、学会ガイドラインや保険診療ルールに的確に反映させていく（反映するタイムラグを縮小していく）手続き。支払基金・国保連に対する疑義解釈（回答）の迅速化。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>
---------------------------	--

3

検討会設置以降～ 23年度目途に 実施	<ul style="list-style-type: none"> ○支払基金の支部間、各都道府県国保連間における判断基準の統一化 <支払基金> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者の指摘に迅速に対応するため、本部に「審査に関する苦情相談窓口」を設置【22年6月～】 ・新たな支部間差異が生じないよう、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】 ・審査委員相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】 ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】 ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】 <国保連> <ul style="list-style-type: none"> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会、常務処理審査委員連絡会議による国保連間の審査基準統一の推進 ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】 ○審査の透明化や請求誤りを予防するため、審査の判断基準や審査データの公表の推進。 ○審査委員への統一の判断基準の周知や判断を支援するツールなど、審査における判断基準の差を縮小するためのITの活用の推進 <支払基金> <ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】 ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】 ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等） <国保連> <ul style="list-style-type: none"> ・審査事例データベースの構築【23年度～】 ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】 ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】 ・電子化に対応した職員の適正配置による審査事務共助充実【23年度～】 ・審査事務共助職員の能力向上（研修充実、資格制度の検討）
24年度以降～	<ul style="list-style-type: none"> ○支払基金と国保連の特別審査委員会の合同審査を目指す。 ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。

4

<p>検討会の議論</p>	<p>[審査におけるITの活用の推進] ○レセプトの原則電子化や医療の高度化等を踏まえた、審査におけるITの活用の推進。</p> <p>※IT活用のための審査体制の確保 ○現行の保険診療ルールは、裁量の余地を認めており、診療行為がルールに適合しているかどうかをすべて機械的に判断することは不可能。コンピュータチェックを充実しても、人でなければできない審査が存在する。 ○コンピュータチェックの発展途上では、これまで目視で看過されていた疑義が網羅的に摘示され、査定に結びつくものに絞り込む精度が不十分であるため、審査委員及び職員の事務処理負担は増大する。</p>
----------------------	---



厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討	
<p>検討会設置以降～ 23年度目途に実施</p>	<p>○電子レセプトのコンピュータチェックの拡充、電子点数表を活用した算定ルールに対する適合性の点検システムの導入 <支払基金> ・傷病名と処置・手術・検査の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入【22年10月～、順次拡充】 ・医科電子点数表を活用した点検システム導入【23年4月目途】（電子点数表はホームページに既に公表） ・歯科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年10月目途】 ・歯科電子点数表を活用した点検システムの導入【23年度中目途】 <国保連> ・電子レセプトに対応した画面審査システムの拡充【22年度～】 ・算定ルールチェック項目の増加【22年度中】 ・審査支援チェック項目の増加【22年度中】</p> <p>○レセプト情報の集約・整理と審査の効率化のための審査体制の整備 <支払基金> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】（再掲） ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】（再掲） ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等）（再掲） <国保連> ・2画面システムの全国保連への導入【22年9月】 ・審査事例データベースの構築【23年度～】（再掲） ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】（再掲） ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】（再掲） ・審査事務共助職員の能力向上（研修の充実、資格制度の検討）（再掲） ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

5

<p>検討会設置以降～ 23年度目途に実施</p>	<p>○電子レセプトの突合審査、縦覧審査等の実施【支払基金：23年3月診療分、国保連：23年4月診療分～】</p> <p>○電子レセプトの記録条件仕様や記載要領のうち、コンピュータチェックに支障があるもの見直し【23年度～関係者で検討、順次見直し】</p> <p>○再審査における電子化の推進 <支払基金> ・オンラインによる再審査等請求の受付開始 <国保連> ・再審査画面システムの稼働【23年度～】</p> <p>○医療の透明性や質の向上、診療ガイドラインの普及、疾病管理等の観点から審査データの公開、活用 <支払基金> ・医療費の分析評価の実施（22年診療報酬改定の影響を診療項目別に分析）【22年8月公表】 <国保連> ・連合会保有データ（国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等）により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】（再掲）</p>
--------------------------------------	---

6

<p>検討会の議論</p>	<p>[審査委員会の機能の強化] ○医療の高度化が進んだ結果、小さい県など専門分野で必要な審査委員の確保が難しくなっている。一定の高度・専門性を有するレセプトを集約して審査していくことが必要。 ○特別審査の対象レセプトの範囲拡大</p> <p>[支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化] ○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が審査委員として関与する体制の整備 ※国保連では従来から調剤審査を実施。支払基金でも調剤報酬専門役を配置。</p>
---------------	--

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

<p>検討会設置以降～ 23年度目途に実施</p>	<p>○各県の審査委員会の連携等 ・各県の審査委員会に対する専門診療科ごとの支援体制の整備、連絡調整機能等の強化 ・審査委員会相互間の連携、他県の審査委員会の専門医によるコンサルティング（審査照会）のネットワークの構築 <支払基金> ・新たな支部間差異が生じないように、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】（再掲） ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】（再掲） ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】（再掲） ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】（再掲） <国保連> ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の充実、常務処理審査委員連絡会議の活用</p> <p>○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が審査委員として関与する体制の整備 ※国保連では従来から調剤審査を実施。支払基金でも調剤報酬専門役を配置。</p>
<p>24年度以降～</p>	<p>○特別審査の対象レセプトの範囲の拡大。</p> <p>○専門診療科に属するレセプトについて集約して審査。 <具体化に当たっての検討事項> ・特別審査委員会が新たに対象とするレセプトの範囲。 ・希少性があるものやエビデンスが確立していないものなど、集約して審査することを検討すべきレセプトの対象範囲。 ・中央で集約化するか、ブロック単位で集約するか。特別審査委員会に集約化した場合、審査の質の向上とそれに伴う必要な審査コストとの費用対効果に留意する必要。</p>

7

<p>検討会の議論</p>	<p>[再審査の仕組みの改善] ○県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組みを設置。</p> <p>[三者構成の仕組み] ○三者構成の仕組みについて、廃止すべきという合意はなかったが、以下のような意見を踏まえ、引き続き検討。 (主な意見) ・現在の審査委員は、どちらの側かを意識せず、中立的な立場から専門的な視点で、適切な医療かどうかを審査している。 ・医療について国民の立場から考えることができる者によって構成されればいいので、利害代表のような仕組みは避けるべき。 ・外から見て一定の公正さを確保するため、三者構成の仕組みは理解できる。それ以外の方法で、公正さを確保することは難しいのではないかと。 ・ルールの策定は三者構成であるべきだが、明確なルールに基づき判断する仕組みであれば、判断する者が三者構成である必要はない。 ・審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしており、不適正な請求を抑制する効果や是正を図る効果がある。こうした効果を持つ仕組みが引き続き必要。</p>
---------------	--

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

<p>24年度以降～</p>	<p>○再審査の仕組みの改善 ・県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組みを設置。 【県単位の審査委員会が原審査したレセプトをそれ以外の審査委員会が再審査する仕組みとする場合、法改正が必要】 <具体化に当たっての整理事項> ・原審査した審査委員会が再審査することは、当該審査委員会による問題点の把握や検証、改善等に資する効果もあることから、各側から1回目の再審査は原審査をした審査委員会が行い、一定回数以降の再審査を上級の審査組織が審査。 ・判断基準の統一化の観点から、上級の審査組織の判断を、県単位の審査委員会の判断に的確に反映させていく必要。 ・ブロック単位に置くか、中央に置くかについて検討。</p> <p>○三者構成の仕組みについて、検討会の意見を踏まえ、検討。</p>
----------------	---

8

2. 審査・支払の業務の効率化

検討会の議論	<p>[効率的な業務運営の推進] ○医療保険の運営コストの削減の観点から、審査支払機関において効率的な業務運営に一層取り組むことが必要。</p> <p>[支払いの早期化] ○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化</p> <p>[法人運営の合理化] ○資産等の整理合理化、業務運営の見直し</p> <p>[審査手数料の引下げ] ○レセプトの電子化や業務の効率化によるコスト削減を通じた審査手数料の引下げ</p> <p>[審査手数料と査定率との連動] ○審査委員会の審査は、医師又は歯科医師の専門的知見に基づく判断であり、審査手数料と査定率との連動は、査定インセンティブになりえない。</p>
--------	---

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降～ 23年度目途に実施	<p>○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進</p> <p><支払基金・国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金は、平成22年診療報酬改定に対応したレセプト電算処理システムのプログラム、基本マスタ・医療機関マスタを更新、提供。(国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担)【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様の更新、提供。(厚生労働省に提供。国保中央会と経費を按分)【22年5月】 <p>○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化【23年度】</p> <p>○業務効率化、保有資産の整理合理化等</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的診療科に属する電子レセプトは、ブロック中核支部が他の支部の審査事務を支援する体制に移行【23年度～】 ・資金管理業務の本部への集約化【23年4月～】 ・支部の庶務・会計業務のうち可能なものを本部又はブロック支部に移管【23年度～段階的に移行】 ・職員定数の削減：27年度の職員定員を22年度と比較して約13%減(4934人→4310人)【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直し、平成27年度までの新計画で提示】 ・保有資産の整理合理化【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・システム専門役の採用【22年4月】 ・コンピュータシステム関連経費の縮減 <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>
-----------------------	--

9

検討会設置以降～ 23年度目途に実施	<p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連の審査支払関係システムに共通する機能・データを管理する「共通基盤システム」を構築。【23年5月～】 ・国保連に共通するシステムは、国保中央会が開発・保守を行うことを原則化。システム開発・機器調達における競争入札を徹底し、国保連共通のシステム・機器については一括調達を原則化。【22年度】 ・システム開発体制の強化のため、国保中央会に民間からシステム担当理事を公募採用するとともに、システムコンサルタントの増員、システム監査人の役割強化を実施。【22年度】 ・間接部門の業務について、国保連間での標準化・集約化等を検討。 <p>○制度の運営コストの見える化、業務区分ごとのコストの提示</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査業務、請求支払業務及び管理業務を区分し、区分ごとに手数料で賄われる支出をレセプト件数で除して手数料を算定する方向で、保険者団体と協議。【23年度～】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連における統一的なコスト分析の方法や複式簿記の導入を検討。【22年度中】 ・国保連における市町村国保以外の者が委託した場合の審査手数料の提示。【23年度～】 <p>○コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ</p> <p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査手数料の引下げ：平成27年度の水準を平成22年度と比較して約11%引き下げ(90.24円→80円)、平成9年度と比較して約25%引き下げ(107.29円→80円)を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査手数料は毎年引き下げており、今後とも努力(平成10年度84.82円から平成20年度68.05円へ16.77円の引き下げ) ・全国決済手数料(111.6円)の引下げの検討。【23年度～】
24年度以降～	<p><支払基金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員定数の削減：平成27年度の職員定員を平成22年度と比較して約13%減(4934人→4310人)【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直し、平成27年度までの新計画で提示】 ・審査手数料の引下げ：平成27年度の水準を平成22年度と比較して約11%引き下げ(90.24円→80円)、平成9年度と比較して約25%引き下げ(107.29円→80円)を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】(再掲) ・平成27年度における支出に係るコスト構造の見込みを提示。【同上】 ・レセプト件数を基準とした支払基金の審査手数料の体系の見直しの検討。 【支払基金の事務費用を保険者がレセプト件数に応じて支払う仕組みを見直す場合、法改正が必要】 <p><国保連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想化技術の活用等による機器台数・導入及び運用・保守拠点の集約化等の検討(全国1拠点化を含む)【28年度頃】 ・後期高齢者の多くが国保の被保険者になることに伴い、国保連の手数料体系全体を見直す。【25年度】

3. 統合、競争促進の観点からの組織の在り方

検討会の議論	<p>【統合の観点からの組織の在り方】 ○組織の統合についての定量的な検証や効果・留意点を含め、統合の観点からの組織の在り方について、引き続き検討。</p> <p>【支払基金と国保連の業務の共同処理】 ○支払基金と国保連の特別審査委員会について、中長期的に条件を整える努力を行い、合同審査を目指す。合同審査が難しい場合でも、判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保の取組を進める。(再掲) ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。 ○このほか、支払基金と国保連の業務の集約化・委託・共同処理について(都道府県単位、全国レベル等)、引き続き検討。</p>

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施	<p>○システムの共同開発・共同利用 ・運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進 ※支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たり、レセプト情報の記録仕様や診療行為の基本マスタ、医療機関マスタを作成、国保中央会に提供。 <支払基金・国保連> ・支払基金は、平成22年診療報酬改定に対応したレセプト電算処理システムのプログラム、基本マスタ・医療機関マスタを更新、提供。(国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担)【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様を更新、提供。(厚生労働省に提供。国保中央会と経費を按分)【22年5月】</p> <p>○判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み(全国レベル、都道府県単位レベル)。(再掲) <支払基金・国保連> ・基金と国保中央会、厚生労働省の連絡協議会の設置【23年度～】 ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度～】</p>
24年度以降～	<p>○支払基金と国保連の特別審査委員会の合同審査を目指す。 ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。</p>

11

検討会の議論	<p>【競争の観点からの組織の在り方】 ○競争の促進についての定量的な検証や効果・留意点を含め、競争の観点からの組織の在り方について、引き続き検討。</p> <p>【保険者の直接審査の推進】 ○審査システムの効率化等の観点から、保険者が委託する民間のレセプト点検機関の参入の促進。 ※国保連は、実質的には、保険者による直接審査である。 ○健保組合等の調剤レセプトの直接審査で認められている紛争処理の仕組み(支払基金から適正な意見を受ける契約の仕組み)について、医科・歯科レセプトの直接審査にも活用。 ※調剤レセプトの直接審査では、支払基金から適正な意見を受ける契約の締結による紛争処理ルールがある。 ○対象保険医療機関等の同意の条件については、公法上の契約に基づく仕組みにより、保険医療機関等が保険者を区別することなく、すべての被保険者に円滑に療養の給付を行う体制を確保する制度としていることを踏まえ、引き続き検討。</p>

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施	<p>○支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備(通知発出等)【22年内目途】 ※現行法上は、健保組合等は国保連に、市町村国保は支払基金に審査の委託が可能。</p> <p>○保険者業務・市町村からの受託業務の拡大 <国保連> ・一次審査における被保険者資格チェックの実施【23年度～】 ・診療報酬と介護報酬の突合確認の推進【23年度～】 ・審査支払情報を活用した医療費通知、ジェネリック差額通知の作成【23年度～】 ・オンラインで保険者がレセプト点検や過誤・再審査請求できる「保険者レセプト管理システム」を構築【23年5月～】 ・連合会保有データ(国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等)により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】 ・後期高齢者医療制度廃止・市町村国保の都道府県単位化への対応(保険者の事務処理共同化の受け皿)【25年度～】</p> <p>○保険者の直接審査の推進 ・調剤レセプトの直接審査の推進：対象薬局の追加手続きの簡素化【22年10月通知改正】 ・医科・歯科レセプトについて、調剤レセプトと同様に、紛争処理の仕組みを整備。【22年度中通知改正】</p>
24年度以降～	<p>○業務制限の撤廃【業務範囲の見直しは、法令改正が必要】 <支払基金の要望> ・出産育児一時金(正常分娩分) ・柔道整復療養費の審査支払業務 <国保連の要望> ・医療扶助の審査支払業務 ・柔道整復療養費の審査支払業務の範囲拡大、申請様式の統一化、全国決済制度の導入</p>

12